

銃刀法違反被告事件につき、けん銃所持の共謀が認められないとした第一審判決及びこれを是認した原判決に重大な事実誤認の疑いがあるとして破棄し、事件を第一審に差し戻した事例（平成 21 年 10 月 19 日第二小法廷判決）

## I 事実の概要

被告人は、B 市内の暴力団組織総本部で開かれる幹部会に出席すべく、その旨の情報を入手した警察署が翌朝、被告人らが 1 階に下りてきてロビーを歩き始めた際、被告人らを対象として一斉職務質問を実施したところ、配下組員 2 名が、けん銃各一丁を適合実包と共に携帯所持していたことから現行犯逮捕し、被告人にも、この所持について共謀があるとして、後日起訴されたというものである。

## II 判旨

被告人においても、配下組員らがけん銃を所持していることを認識したうえで、それを当然のこととして受け入れて認容していたものと推認するのが相当である。

## III 評釈

本事案の特徴は、けん銃所持に関する被告人と配下組員らとの共謀につき、被告人はもとより配下組員もこれを否認しており、供述証拠などの直接証拠がないため、検察官の立証は間接事実を積み上げることでこれを行ったことにある。

従って、問題点としては 1 つには検察官の主張立証する各間接事実がどの程度認定できるか、その証拠評価が適切に行われているかということ。2 つ目には共謀を認定するための要件の問題である。

後者の共謀を認定するための要件については最一小決平 15.5.1 刑集 57 巻 5 号 507 頁、及び最一小決平 17.11. 29 裁判集刑 288 号 543 頁が事例判決ではあるが共犯者のけん銃等所持に関し、「本件けん銃等を所持していることを確定的に認識しながら、それを当然のこととして認容していた」あるいは「概括的とはいえ確定的に認識し認容していた」との判示していることとの関係で、本件のようなけん銃所持の共謀における被告人のけん銃所持についての認識の程度が問題となる。本件では II で記載した通り「認識」のみを記載し、「確定的認識」と記載しなかったことが注目される。